

## 1 いじめの定義といじめ問題に対する基本的な考え方(基本姿勢)

### いじめの定義

#### 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」・平成25年）

### いじめ問題に対する基本的な考え方(基本姿勢)

- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する
- ・児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する
- ・いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

## 2 いじめ問題対策チーム(常設)の構成員と対策チームの役割

### いじめ問題対策チーム

#### 構成員

- ・校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、児童会担当、該当学級担任、スクールソーシャルワーカー、心の相談員で構成する。

#### 役割

- ・いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からチームとしていじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的に対応を行う。
- ①基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う役割
  - ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ③いじめやいじめの疑いに関する情報の収集や集約、その事案や重大事態へ対応する役割
  - ④教職員への共通理解と意識啓発の役割
  - ⑤児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発の役割

### 3 いじめの未然防止

#### 授業改善に関わる取り組み

- ・授業規律の定着

授業に臨む姿勢や反応の仕方など、学習環境づくりをしっかりと行い、安心して授業に臨めるようにする。

- ・児童が主体的に関わる

積極的に授業展開の中に生徒指導の三機能を生かしていくことで、どの子も授業に参加し、主体的に授業に取り組めるようにする。そして、わかる授業につなげていく。

#### 道徳教育・人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さと他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を、学校の教育活動全体を通じて行うようにする。

#### 児童会の取り組み

- ・あいさつ運動

日頃からだれに対しても元気なあいさつを行うことを目指し、全校児童が一体となって取り組めるような企画を考え、あいさつの輪を広めていく。

- ・なかよし集会

12月の人権週間に合わせ、児童会が中心となり、いじめについて全校で考え、改めていじめは絶対に許されないということを理解する。

#### 縦割り活動

学校行事や児童会の活動などを縦割りグループに分けて一体感を持たせて活動することで、他学年の児童とも心の結びつきを深める。

#### 情報モラル教育の取り組み

- ・各学年において情報モラル教育を実施

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達段階に応じて体系的に推進する。また、家庭との連携も図りながら、適切に指導を行う。

### 4 いじめの早期発見

#### アンケート・個別面談の実施

- ・アンケート

6月と11月の年2回、いじめアンケートを実施する。また、5月と10月の年2回、生活アンケート(学習面や生活面、友達関係などの悩みがないか)を実施する。

- ・個別面談(ひだまり週間)

いじめアンケート、生活アンケートを基に6月と11月の年2回、担任と個別で面談

する時間を設定する。面談を通して、悩みの早期発見に努めたり、担任との良好な関係を築いたりする。また、必要な情報はその後の児童理解の会で職員の共通理解を図り、指導に生かしていく。さらに個人懇談などで保護者と必要な情報を共有し、お互いの連携を深めていく。

#### 情報の共有

##### ・児童理解の会

年間を通して月に一度の児童理解の会を行い、職員全体で児童の様子について情報交換を図る。さらに、必要な情報を共通理解し、継続的な対応を行っていく。

##### ・教育相談

教育相談担当者、心の相談員、養護教諭等との教育相談体制を整える。

## 5 いじめに対する措置

いじめの発見、通報を受けた場合には、学級担任だけで抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策チームで情報を共有する。さらに、今後の対応について検討し、その概要を小松市教育委員会に報告する。また、対応にあたる際には、被害児童を守ると共に、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

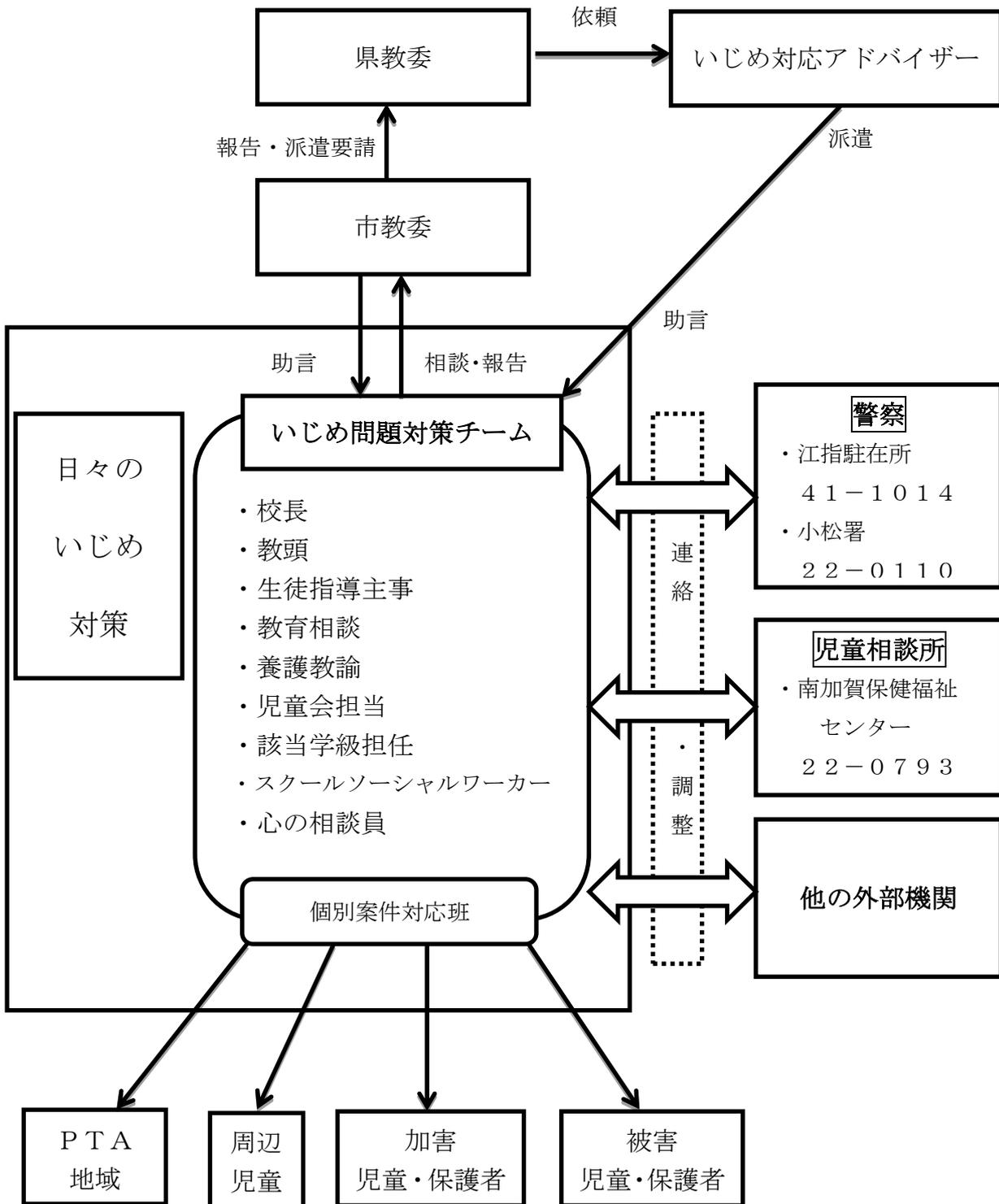
#### いじめの発見・通報を受けたときの対応(ネット上のいじめも含む)

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、すみやかに「いじめ問題対策チーム」を開き情報を共有する。
- ③関係児童から事情を聞くなど、「いじめ」の有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡する。
- ④いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- ⑥児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察等との連携を図る。
- ⑦いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

# いじめに対する校内体制

校長をトップとするチーム体制

- ・いじめを見逃さない学校づくり
- ・外部に開かれた風通しのよい学校づくり  
→ 児童が安心して学ぶことができる環境づくり



6 年間計画

いじめの防止等に関わる取り組み			
	校内研修等	児童会の取り組み等	アンケート等
4月	学校いじめ防止基本 方針の周知 児童理解の会	前期スローガン作成 あいさつ運動	
5月		縦割り活動実施 (キッズふれあいデー)	児童生活アンケート実施
6月			いじめアンケート実施 ひだまり週間(個人面談)
7月	いじめ対応協議会 (1学期中)	縦割り活動実施 (レクリエーション大会)	学校生活アンケート 保護者アンケート
8月			
9月		運動会開閉会式 運動会団活動 運動会での縦割り競技実施	
10月	いじめ対応協議会 (2学期中)	縦割り活動実施 (キッズふれあいデー) 後期スローガン作成	児童生活アンケート実施
11月			いじめアンケート実施 ひだまり週間(個人面談)
12月		なかよし集会	学校生活アンケート 保護者アンケート
1月			
2月		縦割り活動実施 (キッズふれあいデー)	
3月	今年度のまとめと 次年度へ向けての 反省 ↓		